

② グリーン経営認証制度の推進

地球温暖化問題や大気汚染問題などが深刻化してきている中、国土交通省及び財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、運輸関係企業においても環境保全のための取組みが推進されるよう、自己評価のためのチェックリスト等で構成するグリーン経営推進マニュアルを作成し、運輸企業の環境経営を推進している。



③ エコ通勤優良事業所認定制度の推進

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所、自治体を優良事業所として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としているものであり、渋滞問題や地球温暖化等環境対策としての効果を上げるべく本制度の推進に努めている。



④ 交通エコロジー教室

学校の児童・生徒を対象とした体験学習や各種イベントへの出席などを通じ、公共交通の必要性と環境問題について学ぶ機会を提供するものであり、これらの取組みの開催により交通環境意識の啓発を図っている。

(5) 物流効率化の取組みの推進

① 物流のグリーン化・効率化

北陸信越運輸局では、荷主企業と物流業界が広く参加した「北陸信越グリーン物流パートナーシップ推進会議」を設置し、荷主企業と物流事業者の連携・協働による共同輸配送、モーダルシフト、物流拠点の集約化等を推進し環境負荷の小さい物流体系の構築を支援しており、企業におけるこれらの取組みについては、「モーダルシフト等推進事業」として財政支援も行っている。

また、国際競争力強化のための総合・効率的な物流システムの構築、地球温暖化対策、地域経済の活性化等を背景に平成17年10月に「物流総合効率化法」が施行されたが、同法に基づく認定により、事業許可等の一括取得、物流拠点施設に関する税制特例、立地規制に関する配慮等の支援措置を講じつつ、輸配送・保管・流通加工の総合的な実施、集約化した物流拠点の高速道路・港湾等の近傍への立地促進、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化等が図られている。

2. 旅客輸送

(1) 乗合バス事業の概況

県内の平成28年度末における乗合バス事業者（路線定期運行、西日本ジェイアールバ

スルを除く)は、前年度と変わらず17社であり、車両数は647両となっている。平成28年度の輸送人員は3,280万人で、営業収入は約90億円だった。輸送人員は、昭和43年度の9,821万人をピークに年々減少し、ピーク時の約3割となっている。輸送人員の減少傾向は続いていたものの、平成25年8月の高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行などを受け、ここ数年はわずかに増加に転じているが、乗合バス事業者は分社化や路線再編成等により経営の合理化・効率化に努めているものの、依然として厳しい経営環境にある。

一方で、管内各市町において、地方公共団体・交通事業者及び地域住民等により構成される地域公共交通会議が設置・開催され、地域の公共交通の維持・活性化を目的とした、コミュニティバス(自家用有償旅客運送含む)・デマンドタクシー等の運行が年々増加しており、地域の交通利便向上を図っている。

① 都市部におけるバスの活性化

金沢市では、新金沢市総合交通計画(平成13年～22年)及び新金沢交通戦略(平成19年～27年度)並びに第2次金沢交通戦略(平成28年～34年度)の策定、条例等の制定など、過度にマイカーに依存した社会からの脱却を目指し、歩行者と公共交通を優先するまちづくりに取り組んでいる。

金沢市以外でも、各地でノンステップバスの導入、コミュニティバスの導入等地域に密着したバス交通の活性化方策が取り組まれている。

② 地方バス路線の維持

地方バス路線は、地域住民にとって、日常生活における移動手段として、重要な役割を果たしているが、人口の減少や少子高齢化等による利用者の減少により、その確保維持は厳しい状況となっている。

国では、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実状に最適な交通手段の確保・維持・改善を支援すること等を目的とした「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を設けており、このうち「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」については、平成28年度は5者11系統を対象とし、合計30,615千円の補助金が交付されている。

(2) 貸切バス事業の概況

県内の平成28年度末における貸切バス事業者は、前年度から減少し、59社であり、車両数は608両となっている。平成28年度の輸送人員は約285万人で、平成元年度と比べて約4%減少、営業収入は約24%減少しており、新運賃・料金制度の導入(後述)で多少の改善はみられるものの、依然として厳しい経営環境にある。

平成26年4月から安全コストを踏まえた適正な原価水準の計算に基づく「時間・キロ併用制運賃方式」を基本とする新運賃・料金制度が導入されたが、依然として厳しい経営環境にある。

貸切バスについては、平成22年9月に総務省から出された「貸切バスの安全確

保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を受け、国土交通省では「バス事業のあり方検討会」を立ち上げ、近年の乗合バス、貸切バスを巡る状況を踏まえて、バス規制の見直しの方向性の検討を行うこととし、平成24年4月に高速ツアーバスと高速乗合バスは安全面の要件を厳格化した新たな高速乗合バスに制度の一本化を図ることとして最終報告が取りまとめられた。平成25年8月には、許可を受けて高速乗合バス事業者が貸切バス事業者に事業管理を委託できる制度が整備されるとともに、需要動向に対応した運行計画・運賃設定に対応した新高速乗合バス制度に移行した。

平成24年度には、貸切バス関係者で構成される「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」が設置され、合理的で実効性のある運賃・料金制度の構築に向け検討が進められ、平成26年3月にとりまとめが行われた。これを受け、平成26年4月から安全コストを踏まえた適正な原価水準の計算に基づく「時間・キロ併用制運賃方式」を基本とする新運賃・料金制度が導入されている。

また、平成28年1月には長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」により再発防止策が検討され、今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられた。これを受け、許可更新制の導入や運行管理者の必要人数引き上げなどをはじめとした、安全に関する様々な対策が導入されている。

(3) タクシー事業の概況

① タクシー事業の傾向

県内のタクシー事業者は、法人(県外に主たる事務所を有する事業者を含む。)138社、個人257者で車両数は2,122両となっている。このうち、約73%の1,550両を金沢交通圏の事業者が占めている。

平成28年度の輸送人員は約1,080万人で、平成元年度と比較して輸送人員で約60%減少しており、タクシー事業は依然として厳しい経営環境下にある。平成27年3月に北陸新幹線金沢～長野間が延伸開業したことから、平成27年度については輸送人員が上昇したが、平成28年度は減少に転じた。

輸送サービスの面では、先進的な配車システムの導入等により利用者ニーズへの対応や業務の効率化に努めている。また、障害者や高齢者の需要に応えるためユニバーサルデザインタクシーの導入、子育て支援タクシーの導入など新たな需要喚起にも取り組んでいる。

② タクシー特措法について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(以下、「タクシー特措法」という。)が平成21年10月施行され、

同法に基づき、金沢交通圏と南加賀交通圏が特定地域に指定された。

その後平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改正施行され、同法に基づき金沢交通圏と南加賀交通圏が準特定地域に指定され、平成26年2月10日、両交通圏合同での協議会を開催した。この協議により、規制緩和以降続いていた、新規参入事業者の下減割れ運賃との過当競争は全ての事業者が公定幅運賃内に収まり解消したところである。

また、平成27年8月1日に金沢交通圏が特定地域に指定された。そして平成29年3月28日に第2回金沢交通圏特定地域協議会において、金沢交通圏特定地域計画案の了承となり、その後申請を受けて平成29年6月22日に特定地域計画が認可となった。計画の主な内容としては供給輸送力の削減として車両数の55両削減や、活性化措置としてタクシー車内での忘れ物の問い合わせ先の一本化等が実施されることになった。

3. 貨物輸送

(1) 貨物輸送の概要

石川県のトンベースの貨物総輸送量（発・着・域内の合計）は、平成27年で7,722万トンとなっており、前年度（26年度）比で0.64%増となっている。

平成27年度の貨物輸送の輸送機関別分担率（発・域内貨物）は、鉄道0.17%、海運0.55%であるのに対し自動車は99.28%となっており、貨物輸送は自動車輸送に大きく依存している状況となっている。

(2) トラック事業の概況

トラック事業は、労働時間短縮の問題に加え、軽油価格の上昇、NO_x対策・CO₂排出量削減等地球環境問題への対応など社会的コスト負担が増大する一方、社会的な輸送コスト削減の要請が強く、景気低迷による需要減などにより厳しい経営環境にある。また、県内の一般トラック事業者を事業規模別では小規模事業者が多く占めている。

平成28年度末現在、県内に主たる事務所を置くトラック事業者数は795社であり、県内の営業車両数は13,686両である。このほか、貨物軽自動車運送事業者は1,319社（2,075両）である。

なお、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保、輸送秩序の確立等の指導及び啓発活動など貨物自動車運送の適正化のため、一般社団法人石川県トラック協会が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されており、指導員6名の体制により巡回指導、街頭パトロール等の活動を行っている。

(3) トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議及びトラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

荷主、元請け事業者、下請事業者の協働により、トラック運送業における適正